

## ◎ 成年後見制度の利用支援をします ◎

### 成年後見制度って何？

判断能力が十分ではない方が

たとえば、**家を売りたい**とき

**サービスを受けたい**とき

**遺産の手続きをしたい**とき

一人でするには不安があったり、

**一人でできない場合、**

援助者を選定し、法律的に支援する制度です。



## ◎ 成年後見制度の種類 ◎

区分	本人の判断能力	援助者	
後見	全くない	成年後見人	監督人を選任する時がある。
保佐	著しく不十分	保佐人	
補助	不十分	補助人	
任意後見	本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を、公証人の作成する公正証書によって結んでおくもの。		

**成年後見制度の利用や、高齢者のお困り事などの相談をご希望の方は、地域包括支援センターへご連絡ください。**

**お問合せ**

**明石市東部地区(明石・西明石地区)**

明石市社会福祉協議会地域包括支援センター

[電話 078-924-9113]

**明石市西部地区(大久保・魚住・二見地区)**

明石市医師会地域包括支援センター

[電話 078-934-8986]